

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
8月24日
(金曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（水産振興課）……………一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（漁港漁場整備課）……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（四件）（商政課）……………三
- 選管告示
政治団体の名称等……………四
- 政治団体の異動事項……………五
- 解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 資金管理団体の名称等……………六



山口県告示第三百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
野波瀬区域 蓋井島区域 下関区域		主としてまき網又は船びき網を使用して営む漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	総トン数十トン以上の漁船により、まき網を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐをとることを目的とする漁業

山口県告示第三百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港特定漁港漁場整備工事（第四工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港特定漁港漁場整備工事（第四工区）
 - (一) 工事場所 下関市彦島西山町四丁目地先
 - (二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工		一四〇メートル	
本体工		一四〇メートル	
上部工		一五七メートル	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成三十年八月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年八月二十七日から同年九月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年九月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関水産振興局(電話〇八三一二六六一二一四一)にすること。



(一八六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年八月二十四日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス富任店

所在地 下関市富任町二丁目四七五之三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年四月十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七〇六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五九台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

その他

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成三十年八月九日

(一八七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年八月二十四日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゆめマート防府三田尻

所在地 防府市大字新田一一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 山西 泰明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名

氏名 又は 名称

株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 山西 泰明

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年四月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五四〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

九五台

(二) 駐輪場の収容台数

六〇台

(三) 荷さばき施設の面積

九三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社イズミ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後六時まで

八 届出年月日

平成三十年八月九日

(一八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月十日山口県公告(六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月二十四日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク厚南店

所在地 宇部市大字中野開作四二八の一

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(一八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月十日山口県公告(六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月二十四日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス川下店

所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(一九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月十三日山口県公告(七四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月二十四日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地 下関市大和町二丁目一四の二

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(一九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年四月十三日山口県公告(七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月二十四日から同年九月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項 政治資金規程法第197条第1項に係る国会議員の第2号に於ける国会政治団体	備出年月日 平成29、29
				氏名	公職の種類		
高村正大後援会	松田 茂樹	佐々木照彦	周南市毛利町 / 丁目3	高村 正大	衆議院議員		

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(自由民主党)の支部	備出年月日 平成29、13
自由民主党山口県下関市第八支部	西本健治郎	弘中 靖彦	下関市吉見本町 / 丁目3番29号		
岩田雄治後援会	東 泰雄	東 泰雄	柳井市柳井4737の1		
小田高正後援会	杉 利行	中野 潔	阿武郡阿武町大字奈古3582		
建成会	畑原 勇太	藤井 明宣	岩国市関戸 / 丁目1/10		
山見敏雄後援会	山見 敏雄	山本 秀生	山口市阿東徳佐中3734		

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規程法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日) 平成29、15
			新	旧	
自由民主党錦支部	畑原 勇太	代表者	畑原 勇太	畑原 基成	

自由民主党山口県第一選挙区支部	高村 正大	〃	高村 正大	高村 正彦	〃
民進党山口県第3区総支部	坂本 史子	〃	坂本 史子	西嶋 裕作	〃
〃	〃	〃	〃	〃	26

民進党山口県第4区総支部	藤田 時雄	代表者	藤田 時雄	西嶋 裕作	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
木谷ひろし後援会	木谷 博	事務所	山口市秋穂二島4534	山口市秋穂二島5095	〃
新社会党山口県本部	田中 健次	〃	防府市開出4番10号	防府市中央町5番3号	平成28、12、
杉本保喜後援会	塩田 賢二	代表者	塩田 賢二	杉本 保喜	平成29、1
土井章後援会	梅田 静子	〃	梅田 静子	藤田 惟	平成28、12、29
日本第一党山口県本部	久芳 秀人	事務所	宇部市恩田町3丁目5番3号	宇部市上町1丁目7番42号	平成29、7
みんなの県政をつくる会	福江 俊喜	代表者	福江 俊喜	磯野 有秀	〃
山根えいご後援会	早稲田祥太郎	名称	山根えいご後援会	山根栄子後援会	〃
〃	〃	〃	〃	〃	9、
渡辺純忠後援会	山本 伸雄	代表者	山本 伸雄	松永 英輔	〃
〃	〃	〃	〃	〃	12
〃	〃	〃	〃	〃	16

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規程法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七條第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
建委会	藤井 明宣	藤井 明宣	岩国市関戸 / 丁目1/00 /	平成29、 9、 15
土井章後援会	梅田 静子	土井 章	防府市東松崎町7番11号	” 8、 ”

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名(指 定)	備 考(年 月 日)
畑原 勇太	山口県議会議員	建委会	岩国市関戸 / 丁目1/00 /	畑原 勇太	平成29、 9、 21

平成三十年八月二十四日印刷
平成三十年八月二十四日発行

発行人所 山口県知事庁